

182委員会様

生駒市議会議員

吉波伸治

## 生駒山麓公園の指定管理業務に関する質問状へのご回答

平素は、生駒市の福祉向上にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、12月14日付でいただきました表記のご質問状の3問に対し、下記のようにご回答いたします。

## 記

## 1 182人の支援計画の実現について

計画期限内に実現できるよう取り組みが進んでいるか適宜点検し、その取り組みが不十分な場合はその強化を促していくべきと考えます。また、実現に向けた取り組みを最大限におこなったにもかかわらず実現できなかったことが生じた場合は、その正当な理由を説明できるようにさせていくべきと考えます。

## 2 議会が生駒山麓公園の指定管理業務及び自主事業に関する監査の請求をすることについて

## &lt;簡潔回答&gt;

生駒山麓公園の指定管理業務については、すでに、住民監査請求がなされているため、改めて議会が監査の請求をする必要はないと考えます。また、自主事業については、残念ながら都市公園法の趣旨を逸脱する行為がありましたが、市は指定管理者に対し口頭と文書で指導を行い、その行為はすでに消滅して事態は正常に復しています。このように、住民監査請求の結果、市はきちんと指導し指定管理者もきちんとそれに従ったことが判明しているため、改めて議会が監査の請求をする必要はないと考えます。

## &lt;詳細回答&gt;

生駒山麓公園の指定管理業務については、すでに、平成28年9月30日付で住民監査請求書が提出され、市議会選出の監査委員も参加する監査委員会にて監査され、その結果が平成28年11月28日に告示されています。このため、大きな事態の変化がない限り、改めて議会が監査の請求をする必要はないと考えます。

また、自主事業については、平成28年11月28日に告示された監査結果にあるように、残念ながら都市公園法の趣旨を逸脱する行為がありましたが、市は指定管理者に対し、平成28年7月27日に口頭で、同年9月13日に文書で指導を行い、法の趣旨を逸脱する行為はすでに消滅して事態は正常に復しています。このように、住民監査請求の結果、市はきちんと指導し指定管理者もきちんとそれに従ったことが判明しました。このため、法の趣旨を逸脱する行為が再発するような事態が生じない限り、改めて議会が監査の請求をする必要はないと考えます。

## 3 100条委員会を設置して調査することについて

## &lt;簡潔回答&gt;

182人もの障がい者の就労支援を行うことで山麓公園を活性化させていくという本事業は、障がい者の生きる権利を保障するこれ以上の事業はないといえる画期的な事業です。しかし、全国的にも例を見ない事業であるがため、試行錯誤を余儀なくされ、その中で「善意の逸脱・失敗（悪意に基づかずにしてしまう逸脱・失敗）」も時としては行ってしまう事業です。重大な被害・損害を社会に与えた場合でない限り「善意の逸脱・失敗」は許容しな

れば先進的な事業は推進することはできません。今回の法の趣旨を逸脱した行為は、試行錯誤の中での「善意の逸脱・失敗」であり、重大な被害・損害を社会には与えていません。100条委員会の法的強制力をもって調査する対象は、重大な疑義・不正の疑いのある事案であり、今回の法の趣旨を逸脱する行為は、100条委員会を設置して調査しなければならないほどの重大な疑義・不正の疑いのある案件ではないため、100条委員会を設置しての調査は必要ないと考えます。なお、100条委員会は、事案が司直の手に渡ってしまうと、証人を呼べなかったり、証拠が検察に押収されてしまい、議会の常任委員会等では十分に調査できなくなるので、事案が刑事裁判で取り上げられないうちに調査することが必要とされる場合には設置しなければなりません。今回は、それには該当しないことも念のため申し添えます。

#### <詳細回答>

182人もの障がい者の就労支援を行うことで山麓公園を活性化させていくという本事業は、障がい者の生きる権利を保障するこれ以上の事業はないといえる画期的な事業であり、これが成功すれば、全国の自治体での障がい者福祉施策の発展・推進に大きな影響を与えることが期待できる本市の最も重要な事業の1つです。しかし、全国的にも例を見ない、モデルとなる事業がない先進的な大規模事業であるがため、試行錯誤を余儀なくされ、その中で「善意の逸脱・失敗（悪意に基づかずにしてしまう逸脱・失敗）」も時としては行ってしまう事業です。「善意の逸脱・失敗」であっても、それが事態を正常に復することができない程に重大な被害・損害を社会に与えた場合は許容することはできませんが、そうでない場合（事態を正常に復することができる場合）は許容しなければ先進的な事業は推進することはできません。

今回の法の趣旨を逸脱した行為は、試行錯誤の中での「善意の逸脱・失敗」であり、事態を正常に復することができない程に重大な被害・損害を社会には与えていません。

100条委員会の法的強制力をもって調査する対象は、重大な疑義・不正の疑いのある事案であり、今回の法の趣旨を逸脱する行為は、100条委員会を設置して調査しなければならないほどの重大な疑義・不正の疑いのある案件とは考えません。そのため、100条委員会を設置しての調査は必要ないと考えます。

なお、100条委員会は、事案が司直の手に渡ってしまうと、証人を呼べなかったり、証拠が検察に押収されてしまったりと制約が多くなり、議会の常任委員会等では十分に調査できなくなるので、事案が刑事裁判で本格的に取り上げられないうちに集中して調査することが必要とされる場合には設置しなければなりません。今回は、それには該当しないことも念のため申し添えます。

本事業のような先進的、それゆえ試行錯誤を余儀なくされる、やりがいのある重要な事業ではあるが困難な事業を推進する上で最も大切なのは信頼です。モンベル・あおはに共同体は、かかる困難な事業を引き受けてくれました。それに感謝しつつ、信頼をもって事業が推進されるのを見守るべきです。行政や市民から信頼されていることが、事業を推進させるための最大の力です。

この信頼が失われた場合は、もはや事業を推進することはできません。100条委員会の法的強制力をもって調査することは、信頼を失わせることであり、そもそも、100条委員会を設置して調査しなければならないということは、すでに信頼が失われていることを意味します。

モンベル・あおはに共同体への信頼がなくなったとすれば、100条委員会を設置して調査するのではなく、同共同体は事業を推進する力が無くなったとして指定管理を取り消すべきです。しかし、市は指定管理を取り消してはいません。私は、市のこの判断を支持いたします。重要ではあるが困難な事業を引き受け推進してくれているモンベル・あおはに共同体の指定管理事業の推進努力を今1度、温かく見守っていただきますようお願いいたします。

(以上)